

令和5年度 深浦町保育料表【保育標準時間（2・3号）認定】

〔4～8月分保育料：令和4年度町民税により算定 9～3月分保育料：令和5年度町民税により算定〕

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		月額保育料（単位：円）								
階層区分	定 義 ※保護者等の課税額の合計を基準にします。	第1子 ^{※1}		第2子 ^{※2} 注：7階層からはこれまで通り、同時入所2人目で算定します				第3子以降 ^{※3}		
		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児			3歳以上児	
		ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等			
1	生活保護世帯	0	0	全階層無料		0	0	全階層無料		
2	町民税非課税世帯	0	0			0	0			
3	均等割のみ課税世帯	8,700	3,850			4,350	0			
4	町民税所得割額5,000円未満	9,700	4,350			4,850	0			
5	48,600円未満	10,700	4,850			5,350	0			
6	57,700円未満	13,500	6,750			6,750	0			
7	77,101円未満	15,000	7,500			7,500	0			
8	97,000円未満	16,500				8,250				
9	114,000円未満	20,700				10,350				
10	139,000円未満	25,000				12,500				
11	169,000円未満	29,000				14,500				
12	301,000円未満	32,000				16,000				
13	349,000円未満	34,000				17,000				
14	397,000円未満	38,000				19,000				
15	397,000円以上	43,000				21,500				

※1 「第1子」の保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年長の子どものが保育園等を利用する場合、該当子どもに適用されます。

※2 「第2子」の保育料は、同一世帯において、保育園等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、2番目に年長の子どものが保育園等を利用する場合に、該当子どもに適用されます。

※3 「第3子以降」の保育料は、同一世帯において、子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、3番目以降に年長の子どものが保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます。（申請が必要です。）

※1～3について、ひとり親世帯等のうち町民税所得割 77,101 円未満の場合、ひとり親世帯以外の世帯のうち町民税所得割 57,700 円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どものから順にカウントします。

令和5年度 深浦町保育料表【保育短時間（2・3号）認定】

〔4～8月分保育料：令和4年度町民税により算定 9～3月分保育料：令和5年度町民税により算定〕

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		月額保育料（単位：円）								
階層区分	定 義 ※保護者等の課税額の合計を基準にします。	第1子 ^{※1}		第2子 ^{※2} 注：7階層からはこれまで通り、同時入所2人目で算定します				第3子以降 ^{※3}		
		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児			3歳以上児	
		ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等			
1	生活保護世帯	0	0	全階層無料		0	0	全階層無料		
2	町民税非課税世帯	0	0			0	0			
3	均等割のみ課税世帯	8,500	3,750			4,250	0			
4	町民税所得割額5,000円未満	9,500	4,250			4,750	0			
5	48,600円未満	10,500	4,750			5,250	0			
6	57,700円未満	13,200	6,600			6,600	0			
7	77,101円未満	14,800	7,400			7,400	0			
8	97,000円未満	16,300				8,150				
9	114,000円未満	20,400				10,200				
10	139,000円未満	24,600				12,300				
11	169,000円未満	28,600				14,300				
12	301,000円未満	31,500				15,750				
13	349,000円未満	33,500				16,750				
14	397,000円未満	37,400				18,700				
15	397,000円以上	42,300				21,150				

※1「第1子」の保育料は、小学校就学前の子どものうち最も年長の子どものみが保育園等を利用する場合、該当子どもに適用されます。

※2「第2子」の保育料は、同一世帯において、保育園等を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、2番目に年長の子どものみが保育園等を利用する場合に、該当子どもに適用されます。

※3「第3子以降」の保育料は、同一世帯において、子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち、3番目以降に年長の子どものみが保育園等を利用する場合に、当該子どもに適用されます。（申請が必要です。）

※1～3について、ひとり親世帯等のうち町民税所得割 77,101 円未満の場合、ひとり親世帯以外の世帯のうち町民税所得割 57,700 円未満の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最も年長の子どものみから順にカウントします。